

～5月8日以降、感染症法上の位置付けが5類に変更されることに伴い、
長野市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止します～

市長メッセージ

新型コロナウイルスの新規感染者数は本年2月以降、大きく減少しており、長野市を含む長野医療圏における県の感染警戒レベルでは小康期が継続しています。また、同時流行が心配された季節性インフルエンザについても減少傾向が続いています。

この間の、医療・介護従事者の皆様の御尽力や市民の皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

国においては、5月8日から感染症法上の位置付けを、現在の新型インフルエンザ等感染症から、季節性インフルエンザと同等の5類感染症に移行することを決定し、これによって、国及び長野県の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されます。

これを受けて、本市も長野市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止いたします。

5月8日以降は長野市保健所において感染状況の把握や患者に対する医療提供体制の整備等の対応をしっかりと実施してまいります。仮に、病原性が大きく異なる変異株の出現により感染症法上の位置付けが変更されるといった状況になれば、国、県と連携してあらためて市対策本部を設置するなど必要な対応を迅速に実施してまいります。

なお、5月8日以降は、感染者に対する行動制限等は行われませんが、外出を控えるなどの感染防止に協力していただくこととなります。また、一般の疾患と同様、検査や治療において患者の自己負担も生じることとなりますが、一方で、保健所からの食料の提供や療養証明書の発行などは行わなくなりますので、御理解をお願いいたします。

また、厚生労働省の専門家組織である「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード」の見解では、「第9波の流行は、第8波より大きな規模の流行になる可能性も残されている」とのことです。

市民・事業者の皆様におかれましては、重症化リスクや場面・場所等に応じた基本的な感染防止対策については継続をお願いします。

市といたしましては、3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した市内経済や市民生活に活気が取り戻せるよう取り組んでまいりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和5年4月28日
長野市長 荻原 健司